

議案第36号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の10の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説明） 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）が施行されることに伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認に係る手数料を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。